

「肥料の品質の確保等に関する法律」に係る  
登録、届出の手引き

(改訂版 R3.3)

和歌山県農林水産部

農業環境・鳥獣害対策室

## 目 次

I	特殊肥料生産の届出	
	届出手続き	1
	届出書記載例	3
	特殊肥料等を指定する件(農林水産省告示)	6
	特殊肥料の表示例	11
	生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書	15
	委託による肥料の生産に関する届出書	17
II	肥料販売業務の届出	
	届出手続き	20
	届出書記載例	21
III	普通肥料の登録	
	申請手続き	24
	申請書記載例	26
	生産工程の概要を記載する必要がある普通肥料	36
	生産工程の概要の記入例	37
	普通肥料の公定規格	39
IV	指定混合肥料の届出	
	届出書類	47
	届出書記載例	48
V	肥料取締制度の概要	52
VI	肥料生産・販売に係る申請・届出書類 提出先一覧	54

## I 特殊肥料生産の届出

(注) 特殊肥料を継続的に生産し、他者に譲渡する場合は、有償、無償にかかわらず、届出が必要です。なお、生産した肥料を全量自家消費する場合は、届出の必要はありません。

### 1 生産を開始する場合（銘柄ごと）

特殊肥料の生産を開始する1週間前までに、銘柄ごとに以下の書類を提出してください。＜肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項＞

- |  |                    |
|--|--------------------|
| 1) 特殊肥料生産業者届出書（記入例P. 3）  | 2部                 |
| 2) 届出者の住所、氏名（法人は所在地と名称、代表者氏名）を確認できるもの<br>・個人の場合、マイナンバー（個人番号）カード、住民票や運転免許証等の公的機関が発行した書類<br>・法人の場合、登記事項証明書や定款等 | 1部（※いずれも複写したものでも可） |
| 3) 生産する事業場の所在地がわかる略地図と事業場の電話番号   | 1部                 |
| 4) 生産工程の概要   | 1部                 |
| 5) 成分分析証明書（堆肥、動物の排せつ物のみ）   | 1部                 |

「堆肥」、「動物の排せつ物」については、下記成分に係る品質表示義務があります。

- 窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素窒素比（必須）
- 銅全量：豚ふんを原料とするもの（現物1kg当たり300mg以上含有する場合）
- 亜鉛全量：豚ふん又は鶏ふんを原料とするもの（現物1kg当たり900mg以上含有する場合）
- 石灰全量：石灰を原料とするもの（現物1kg当たり150g以上含有する場合）
- 水分含有量：成分を乾物あたりで表示する場合）

### 2 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更があった場合は、その日から2週間以内に、以下の書類を提出してください。＜肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項＞

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1) 特殊肥料生産業者届出事項変更届出書（記入例P. 4） | 2部 |
| 2) 変更内容が確認できる書類               | 1部 |
- ※「法人の名称」「代表者の氏名」「主たる事務所の所在地」「住所」の変更
- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1 生産を開始する場合の2)と同じ |  |
|-------------------|--|
- ※「生産する事業場の所在地」の変更
- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1 生産を開始する場合の3)と同じ |  |
|-------------------|--|
- ※「肥料の名称」「保管する施設の所在地」の変更の場合、添付書類はありません。

### 3 特殊肥料生産業を廃止した場合

生産を廃止した場合は、その日から2週間以内に、以下の書類を提出してください。＜肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2項＞

- 1) 特殊肥料生産事業廃止届出書（記入例P. 5） 2部

※届出者が届出できない場合は、代理人が届け出てください。

### 4 提出先

生産業務を行う事業場を管轄する振興局の農業水産振興課（提出先一覧P. 54）

### 5 その他

- 1) 特殊肥料の生産に伴い、肥料の販売を開始する場合は、肥料販売業務開始届出書も併せて提出が必要です。

- 2) 生産設備を賃借して生産する場合は、以下の書類の提出が必要です。

- ・生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書 1部
- ・賃貸借契約書の写し 1部
- ・賃借する工場の見取り図 1部

- 3) 肥料を委託生産する場合は、以下の書類の提出が必要です。

- ・委託による肥料の生産に関する届出書 1部
- ・委託生産契約書の写し 1部

- 4) 肉骨粉等を原料とする場合は、以下の書類の提出が必要です。

- ①豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物（鯨及びイルカ）のみに由来する肉骨粉等の場合

「豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書」の写し 1部  
（（独）農林水産消費安全技術センターの理事長の確認）

- ②豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物のみに由来する肉骨粉等と肉骨粉以外のもの（例えば、硫酸アンモニア、過りん酸石灰、塩化加里等）とを混ぜた場合

「豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書」の写し  
（（独）農林水産消費安全技術センターの理事長の確認）

もしくは「肉骨粉等供給管理票」の写し 1部

- ③牛由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く）を原料とした肉骨粉等の場合

「製造基準適合確認書」もしくは「肥料原料供給管理票」の写し 1部  
（農林水産大臣の確認）

- ④牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とした場合

「確認書」の写し 1部  
（原料の生産工場又は牛皮を排出すると畜場等から入手）

様式第 14 号 (イ) (第 20 条関係)

特殊肥料生産業者届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社和歌山

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

下記により特殊肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所 (法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
株式会社和歌山 代表取締役 和歌山 太郎  
和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1
- 2 肥料の種類  
堆肥
- 3 肥料の名称  
牛ふんおがくず堆肥 ※1
- 4 生産する事業場の名称及び所在地 ※2  
株式会社和歌山 本社工場  
和歌山県〇〇郡わかやま町 2 - 2
- 5 保管する施設の所在地 ※3  
和歌山県〇〇郡わかやま町 3 - 3

※1 有機質原料を使用した旨を肥料の名称中に入れる場合は、「有機入り」の字句とし、当該原料に由来する窒素の量を 0.2%以上含有する場合に限ります。

※2 (1) 本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名と、あわせて所在地を必ず記載してください。

(2) 2 か所以上の事業場 (工場) で生産する場合は、工場名と所在地を併記してください。

※3 所在地のみの記載でかまいません。2 か所以上ある場合は、すべてを列記してください。

様式第 14 号 (ロ)

特殊肥料生産業者届出事項変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※ 1

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更した年月日  
△△年△△月△△日
- 2 変更した事項  
名称 (旧) 株式会社和歌山 ※ 2  
(新) 株式会社ワカヤマ
- 3 変更した理由  
社名変更による。 ※ 3

※ 1 特殊肥料生産業者届出書を届け出た年月日を記載してください。分からない場合は振興局農業水産振興課又は農業環境・鳥獣害対策室までお問い合わせください(連絡先 P. 5 4)。

※ 2 該当事項を新旧対照させて記載してください。「生産事業場の所在地」「保管する施設の所在地」を追加する場合も、届け出てください。

※ 3 変更事項に応じて理由を記載してください。

様式第 14 号 (ハ)

特殊肥料生産事業廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※ 1

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出た特殊肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日  
△△年△△月△△日
- 2 生産していた特殊肥料の名称  
牛ふんおがくず堆肥

※ 1 特殊肥料生産業者届出書を届け出た年月日を記載してください。分からない場合は振興局農業水産振興課又は農業環境・鳥獣害対策室までお問い合わせください(連絡先 P. 54)。

## 特殊肥料等を指定する件

昭和25年6月20日農林省告示第177号

最終改正：令和2年10月27日農林水産省告示第2084号

### 一 肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料

#### (イ) 左に掲げる肥料で粉末にしないもの

魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）

干魚肥料

干蚕蛹

甲殻類質肥料

蒸製骨（脱こう骨を含み、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）

由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を使用する場合にあつては肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）別表第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものに限り、かつ、牛等の部位（牛等由来の原料のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄(てい)及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ。）を原料とするものについては牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸(けい)椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸(けい)椎棘(きよく)突起、胸椎棘(きよく)突起、腰椎棘(きよく)突起、仙骨翼、正中仙骨稜(りよう)及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条の検査を経ていない牛等の部位（以下「脊柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限り、かつ、牛等の部位

蒸製てい角（牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位

肉かす（牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限り、かつ、牛等の部位

羊毛くず（管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位

牛毛くず（管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位

粗砕石灰石

#### (ロ)

米ぬか

発酵米ぬか

発酵かす（生産工程中に塩酸を使用しないしよ油かすを除く。以下同じ。）

アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量〇・五パーセント以上のものを除く。）

くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）

草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末

木の実油かす及びその粉末（カポツク油かす及びその粉末を除く。以下同じ。）

コーヒーかす

くず大豆及びその粉末（くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたもの及びその粉末をいう。）

たばこくず肥料及びその粉末（変性しないたばこくず肥料粉末を除く。）

乾燥藻及びその粉末

落棉分離かす肥料

よもぎかす

草木灰（じんかい灰を除く。）

くん炭肥料

骨炭粉末（牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

骨灰（牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

セラツクかす

にかわかす（オセインからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）

魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）

家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）

発酵乾ふん肥料（し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）

人ふん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）

動物の排せつ物（凝集促進材（別表第一に掲げるものに限る。）を加えたものを含む。以下同じ。）

動物の排せつ物の燃焼灰

堆肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を

使用したものを含む。)をいい、牛等由来の原料を使用する場合にあつては管理措置が行われたもの  
に限り、かつ、牛等の部位を使用するものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の  
確認を受けた工程において製造されたものに限る。)

グアノ(窒素質グアノを除く。)

発泡消火剤製造かす(てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいい、牛等由来の  
原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。)

貝殻肥料(貝粉末及び貝灰を含む。)

貝化石粉末(古代にせい息した貝類(ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。))が  
地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。以下同じ。)

製糖副産石灰

石灰処理肥料(果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物1キロ  
グラムにつきアルカリ分含有量が250グラムを超えるものをいう。)

含鉄物(褐鉄鉱(沼鉄鉱を含む。)、鉱さい(主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含  
有するものに限る。)、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。)

微粉炭燃焼灰(火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃  
焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつて  
は、3ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。)

カルシウム肥料(主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。)

石こう(りん酸を生産する際に副産されるものに限る。)

(ハ)

専ら特殊肥料(肥料の品質の確保等に関する法律第二十二條第一項の規定による届出がされたものに限  
る。)が原料として配合される肥料(堆肥に該当するものを除き、別表第二に掲げる材料を加えたも  
のを含む。附において「混合特殊肥料」という。)

二 肥料の品質の確保等に関する法律第三十五條第一項前段の肥料

工業用 硫酸アンモニア、塩化アンモニア、硝酸アンモニア、硝酸ソーダ、尿素、石灰窒素、硝酸アンモニ  
アソーダ肥料、硝酸苦土肥料、グリオキサール縮合尿素、液状窒素肥料、りん酸苦土肥料、液体りん  
酸肥料、熔成汚泥灰けい酸りん肥、鉱さいりん酸肥料、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料、硫酸加里、  
塩化加里、混合加里肥料、蒸製てい角粉、生骨粉、大豆油かす及びその粉末、落花生油かす及びその  
粉末、たばこくず肥料及びその粉末、とうもろこし浸漬液肥料、化成肥料、配合肥料、熔成汚泥灰複  
合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鉱さいけい酸質肥料、  
軽量気泡コンクリート粉末肥料、シリカゲル肥料、けい灰石肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、  
酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、副産苦土肥料、硫酸マンガン肥料、副産マンガン肥料、液体副産マン  
ガン肥料、ほう酸塩肥料、ほう酸肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、

焼成汚泥肥料、硫黄及びその化合物、粗砕石灰石、木の実油かす及びその粉末、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料、石こう、含鉄物

飼料用 尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、焼成りん肥、液体りん酸肥料、副産りん酸肥料、塩化加里、魚かす及びその粉末、干魚肥料及びその粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末、干蚕蛹及びその粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽及びその粉末、大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他の草本性植物油かす及びその粉末（ひまわり油かす及びその粉末、サフラワー油かす及びその粉末、ニガー油かす及びその粉末並びにえごま油かす及びその粉末に限る。）、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末、とうもろこし浸漬液肥料、乾燥菌体肥料（乾燥酵母に限る。）、魚廃物加工肥料（蒸製皮革粉、たばこくず肥料若しくはその粉末若しくはは泥炭を原料として使用するもの又は悪臭防止材を使用するものを除く。）、副産動物質肥料、副産植物質肥料、混合有機質肥料（蒸製皮革粉、ひまし油かす粉末、たばこくず肥料粉末、乾燥菌体肥料（食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業の排水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したのものに限る。）、加工家きんふん肥料又は魚廃物加工肥料（蒸製皮革粉、たばこくず肥料若しくはその粉末若しくはは泥炭を原料として使用するもの又は悪臭防止材を使用するものに限る。）を原料として使用するものを除く。）、化成肥料、シリカゲル肥料、硫酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、硫酸マンガン肥料、米ぬか、発酵かす、木の实油かす及びその粉末（パーム核油かす及びその粉末に限る。）、貝化石粉末

附 一に掲げる肥料には、造粒、成形及び圧ぺんしたもの（混合特殊肥料にあつては、粉碎その他必要と認められる方法により加工されたものを含む。）を含む。

#### 別表第一

- 一 ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
- 二 ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- 三 ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 四 ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 五 ポリアミジン系高分子凝集促進材
- 六 アルミニウム系無機凝集促進材
- 七 鉄系無機凝集促進材

#### 別表第二

- 一 固結を防止する材料として使用する次の材料  
滑石粉末、クレー、けい酸石灰、けい石粉末、けいそう土、潤滑油、シリカゲル、シリカ粉、シリカヒューム、ゼオライト、なたね油、パーライト、ベントナイト
- 二 浮上を防止する材料として使用する次の材料

安山岩粉末、かんらん岩粉末、けい石粉末、けつ岩粉末、砂岩粉末

### 三 粒状化を促進する材料として使用する次の材料

アタパルジャイト、安山岩粉末、アンモニア液又はアンモニアガス（中和造粒のために使用する場合には限る。）、イースト菌発酵濃縮廃液、カオリン、滑石粉末、カルボキシメチルセルロース、かんらん岩粉末、クレー、軽焼マグネシア、けい石粉末、けいそう土、コーンスターチ、こんにやく飛粉、砂岩粉末、消石灰、ゼオライト、石こう、セピオライト、でんぷん、糖蜜、ぬか、パルプ廃液、ベントナイト、リグニンスルホン酸、硫酸（中和造粒のために使用する場合には限る。）、りん酸液（中和造粒のために使用する場合には限る。）

### 四 悪臭を防止する材料として使用するゼオライト

## 特殊肥料の品質表示例 「堆肥」「動物の排せつ物」の場合

品質表示については、下の記載例を参考に表示してください。

品質表示基準で表示することが定められた事項以外は、この品質表示の枠の中に記載することはできません。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	〇〇〇〇 *1
肥料の種類	堆肥 *2
届出をした都道府県	〇〇県 *3
表示者の氏名又は名称及び住所	*4 〇〇〇〇株式会社 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
正味重量	20キログラム(20リットル) *5
生産した年月	平成〇〇年〇〇月 *6
原料 (原料)	牛ふん、肉骨粉、鶏ふん、わら類、樹皮、骨炭粉末 *7 備考: 1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。 2 この肥料には牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。 *8 3 肉骨粉及び骨炭粉末は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。 *9 4 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。 *10 5 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を5%使用したものである。 *11
主要な成分の含有量等	窒素全量 3.0 % *12 *17 リン酸全量 3.0 % *12 加里全量 0.5 %未満 *12 銅全量 350 mg/kg *13 亜鉛全量 950 mg/kg *14 石灰全量 15.0 % *15 炭素窒素比 5 *16

7.2cm以上

\*1 特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりの肥料の名称を記載してください。

\*2 動物の排せつ物の場合は、「動物の排せつ物」と記載してください。

\*3 生産業者が表示する場合は、特殊肥料生産業者届出書を届け出た都道府県名を、輸入業者が表示する場合は、特殊肥料輸入業者届出書を届け出た都道府県名を、販売業者が表示する場合は、肥料販売業務開始届出書を届け出た都道府県名を記載してください。

\*4 肥料を生産した場合は、生産業者が表示者となり、特殊肥料生産業者届出書で届け出たとおりに記載します。

肥料を輸入した場合は、輸入業者が表示者となり、特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりに

記載します。

肥料が入っている袋などを開いたとき、肥料をつめかえたとき、バラの肥料を袋などに入れた場合に限り、販売業者が表示者となります。肥料販売業務開始届出書で届け出たとおりに記載します。

- \*5 キログラム単位で表示してください。同時に容積量をリットル単位で表示することもできます。容積量（リットル単位）だけを表示することはできません。
- \*6(1) 表示方法は、次のいずれかの例により記載してください。
  - ア 平成13年4月
  - イ 13.4
  - ウ 2001.4
- (2) 肥料を輸入した場合は、標題を「輸入した年月」とし、輸入した年月を記載してください。
- (3) 販売業者が表示する場合、販売業者が生産した年月や輸入した年月を知らないときは、標題を「表示した年月」とし、表示をした年月を記載してください。
- (4) この表示票の中に表示することが困難な場合は、「生産した年月」「輸入した年月」「表示した年月」の欄に記載する場所を表示し、その場所に表示することができます。
- \*7 原料の記載方法について
  - (1) 「鶏ふん」、「もみがら」などの最も一般的な名称で原料を表示してください。
  - (2) 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に記載することとし、表示例のように備考で重量の大きい順であることを記載すること。
  - (3) この表示票の中に表示することが困難な場合は、(原料)の欄に記載する場所を表示し、その場所に表示することができます。
- \*8 ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質が使用されている場合は、次の区分に従って備考欄に次のように記載してください。
  - (1) 牛由来の原料を含まない場合  
この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
  - (2) 牛由来の原料を含む場合  
この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。
- \*9 牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、備考欄に次のように記載してください。  
△△△は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。
- \*10 生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されるものについては、その材料の名称を明記して、備考欄にこのように記載してください。
- \*11 牛、めん羊、山羊及び鹿の摂取防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、次の例のようにその材料の名称及び使用量を記載してください。  
(例) 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために△△△を△%使用したものである。
- \*12 窒素全量、りん酸全量、加里全量については、小数点以下第1位までを%単位で表示してください。現物当たりの含有量が0.5%未満の場合は、「0.5%未満」と表示することができます。
- \*13 豚ふんを原料として使用するものであって、銅全量を現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限り、mg/kgの単位で整数で表示してください。
- \*14 豚ふんや鶏ふんを原料として使用するものであって、亜鉛全量を現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限り、mg/kgの単位で整数で表示してください。
- \*15 石灰を原料として使用するものであって、石灰全量を現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限り、小数点以下第1位までを%単位で表示してください。
- \*16 炭素窒素比は、整数で表示してください。
- \*17 主要な成分の含有量等は、現物当たりで表示することが基本ですが、現物当たりでの表示が困難な場合は、標題を「主要な成分の含有量等(乾物当たり)」と記載し、乾物当たりの数字で記載することができます。  
この場合、炭素窒素比の表示の下に、水分含有量を小数点以下第1位までの数字で%単位で表示してください。

特殊肥料の品質表示例 「堆肥」「動物の排せつ物」以外の場合

特殊肥料	
指定名	肉かす *2
肥料の名称	〇〇〇〇 *3
届出を受理した都道府県名	〇〇県 *4 第〇〇〇号 *5
原料	牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。*6 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するためにパームアッシュを10%使用したものである。*7 この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。*8
正味重量	20キログラム
生産した年月 *9	平成〇〇年〇〇月 *10
生産業者の氏名又は名称及び住所 *11	〇〇〇〇株式会社 *12 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
販売業者の氏名又は名称及び住所 *13	

7 cm以上

2 cm以上 \*1  
2 cm以上  
8 cm以上

- \*1 この部分は、肥料を入れる容器に、この表示票をしばりつけたり、ぬいつける場合以外は、必要ありません。
- \*2 「特殊肥料等の指定」(昭和25年6月20日農林省告示第177号)の一で指定された名称を記載してください。
- \*3 特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりの肥料の名称を記載してください。
- \*4 表示者が、特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書、肥料販売業務開始届出書を届け出た都道府県名を記載してください。
- \*5 \*4の届出に対する届出受理番号がある場合には、それを記載してください。また、輸入した肥料については、表示の下部等に原産国(原産地)を表示している場合は、複数の都道府県を併記できます。
- \*6 牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、原料の欄に次のように記載してください。  
△△△は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認をおけた工程において製造されたものである。
- \*7 牛、めん羊、山羊及び鹿の摂取防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、容器の見やすい場所に次の例のような文言を記載してください。  
(例) 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために△△△を△%使用したものである。
- \*8 ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質が使用されている場合は、容器の見やすい場所に次の区分に従って記載してください。  
(1) 牛由来の原料を含まない場合  
この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

(2) 牛由来の原料を含む場合

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

- \*9 輸入された肥料については、標題を「輸入した年月」として輸入した年月を記載してください。また、販売業者が表示する場合、生産した年月や輸入した年月を知らないときは、標題を「添付した年月」とし、この表示を添付した年月を記載してください。
- \*10 年月をこの様式の中に記載することが困難な場合は、この「生産した年月」「輸入した年月」欄に年月を表示する場所を記載し、その場所に表示することができます。
- \*11 輸入した肥料の場合は、標題を「輸入業者の氏名又は名称及び住所」としてください。
- \*12 特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりに記載してください。
- \*13 販売業者が表示する場合に限り、この欄を設け、肥料販売業務開始届出書で届け出たとおりに記載することができます。
- \*14 輸入した肥料の場合は、表示の下部等に原産国を表示してください。なお、国名よりも地名のほうが一般に知られている場合には、原産国名ではなく、原産地名を表示することができます。表示方法は次のとおりです。

表示例

△△国製、      MADE IN△△、      原産国：△△、      原産地：△△

生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所  
氏名（名称及び代表者の氏名）

今般、別添賃貸借契約書及び見取り図のとおり〇〇所有の〇〇工場の生産設備を賃借し、当社の責任下における適正な管理に基づき、下記により肥料を生産することとしたので、あらかじめ届け出ます。

なお、別添賃貸借契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

記

1. 生産設備を賃借して生産を行う工場の名称及び所在地
2. 生産設備を賃借して生産する肥料の種類
3. 生産設備を賃借する期間  
( 年 月～ 年 月)  
(ただし、双方別段意思表示のない限り1ヵ年間自動延長し、以後同様とする。)  
→ 契約書に規定等がある場合に記載
4. 生産の管理責任者

備考

1. 賃貸借契約書及び見取り図を添付する。
2. 記の3について、賃貸借契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、賃貸借の契約が継続している間は賃借する期間の変更の届出は不要とする。
3. 記の4については役職名等を記載する。

(別添賃貸契約書の例)

## 肥料生産設備賃貸契約書

〇〇〇(以下甲という)と×××(以下乙という)は、下記条項に基づき、乙の肥料生産のための設備の賃貸に関し、契約を締結する。

### 記

(目的)

第1条 この契約は乙が肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の生産を行うために、甲の所有する生産設備(これに必要な付帯設備を含む、以下同じ)を賃貸することに関し、締結する。

(賃貸物件の範囲)

第2条 前条の賃貸物件は次のとおり

- 1 原料、製品置き場
- 2 粉碎、計量、造粒、乾燥、包装等生産設備一式
- 3 事務所(一部)

(賃貸期間)

第3条 本契約の有効期間は、平成年月日から平成年月日までとする。但し、甲乙いづれかにより別段の意思表示のない限り更に1カ年間自動延長され、以後同様とする。

(賃貸料)

第4条賃 賃料は甲乙協議の上別にこれを定めるものとする。

(賃貸物件の管理)

第5条 乙は借用した設備及び物件の保管、保全の責任を負うものとする。

(生産計画)

第6条 年度、月毎に生産計画を甲乙協議の上、策定する。

(製品等の管理区分)

第7条 両者は自己の所有あるいは占有する原料、製品等の所在を明確に区別し、且つ、場所毎に標識等をもってその旨を明示するものとする。

(生産の管理責任者)

第8条 乙は生産の管理責任者を定めるとともに、生産期間中は管理責任者を常駐させて生産管理に当たらせるものとする。

(契約の変更)

第9条 本契約は甲乙いずれかの申し出があった場合は協議の上変更することができる。

(契約の失効)

第10条 本契約は乙が生産を中止したとき、又は甲乙協議の上解約したときは失効する。

この契約を証するために、本契約書を2通作成し、甲、乙各1通を保管する。

年 月 日

甲	住所	
	氏名	〇〇〇
乙	住所	
	氏名	×××

## 委託による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

今般、別添委託生産契約書のとおり〇〇所有の〇〇工場で、当社の指図に基づき肥料を生産し、かつ当該肥料の全てを当社に譲渡することを前提に、下記により肥料の委託生産をすることとしたので、あらかじめ届け出ます。

なお、別添委託生産契約書及び下記事項に変更が生じた場合には速やかに報告することとします。

### 記

1. 委託生産を予定している手続
  - 法第4条第1項又は第3項の規定に基づく登録の申請
  - 法第13条第1項の規定に基づく登録事項変更の申請
  - 法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づく届出
  - 法第16条の2第3項の規定に基づく届出事項変更の届出
  - 法第22条第1項の規定に基づく届出
  - 法第22条第2項の規定に基づく届出事項変更の届出
2. 委託により生産を行う事業場の名称及び所在地
3. 委託により生産する肥料の種類
4. 委託生産に係る契約期間  
( 年 月～ 年 月)

### 備考

1. 委託生産契約書（写）を添付する。
2. 記の4について、委託生産契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、委託生産の契約が継続している間は委託生産に係る契約期間の変更の届出は不要とする。

委託による肥料の生産に関する届出事項変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに、〇〇年〇〇月〇〇日付けで届け出ました〇〇株式会社〇〇工場に係る「委託による肥料の生産に関する届出」に、下記のとおり事項に変更を生じたので届け出ます。

記

1. 変更した事項

委託契約に係る事項

(新) 〇〇

(旧) 〇〇

2. 変更した年月日

3. 変更した理由

〇〇のため

備考

1. 委託生産契約書に変更が生じた場合には、新たな委託生産契約書（写）を添付する。

委託による肥料の生産に関する届出の廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに、〇〇年〇〇月〇〇日付で届け出ました〇〇株式会社〇〇工場に係る「委託による肥料の生産に関する届出書」に関し、〇〇年〇〇月〇〇日をもって、委託生産契約の終了により委託による肥料の生産業務を廃止しましたので届け出ます。

## II 肥料販売業務の届出

### 1 新たに肥料販売業務を開始する場合

肥料販売業務を開始した後2週間以内に、事業場ごとに以下の必要書類を提出してください。＜肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項＞

- 1) 肥料販売業務開始届出書（記入例P. 21） 2部
- 2) 届出者の住所、氏名（法人は所在地と名称、代表者氏名）を確認できるもの
  - ・ 個人の場合、マイナンバー（個人番号）カード、住民票や運転免許証等の公的機関が発行した書類
  - ・ 法人の場合、登記事項証明書や定款等1部（※いずれも複写したものでも可）
- 3) 販売する事業場の所在地がわかる地図と電話番号 1部

### 2 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更があった場合は、その日から2週間以内に、以下の必要書類を提出してください。＜肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項＞

- 1) 肥料販売業務開始届出事項変更届出書（記入例P. 22） 2部
  - 2) 変更事項が確認できる書類 1部
- 例) 「代表者」の変更
- 1 新たに販売業務を開始する場合の2)と同じ
- 「販売する事業場の所在地」の変更
- 1 新たに販売業務を開始する場合の3)と同じ

### 3 肥料販売業務を廃止した場合

販売業務を廃止した場合は、その日から2週間以内に、以下の必要書類を提出してください。＜肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項＞

- 1) 肥料販売業務廃止届出書（記入例P. 23） 2部

### 4 提出先

販売業務を行う事業場を管轄する振興局の農業水産振興課（提出先一覧P. 54）

様式第 15 号 (イ)

肥料販売業務開始届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1-1  
株式会社和歌山  
氏名 代表取締役 和歌山 太郎

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいのので、肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

※1

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

株式会社和歌山 代表取締役 和歌山 太郎  
和歌山県〇〇郡わかやま町 1-1

- 2 販売業務を行う事業場の所在地 ※2、※3

株式会社和歌山 〇〇支店  
和歌山県〇〇郡わかやま町 2-2 又は 別紙一覧表のとおり  
電話・FAX 市外局番から

- 3 本県内にある保管する施設の所在地 ※3

和歌山県〇〇郡わかやま町 3-3  
和歌山県△郡□町 4-4 又は 別紙一覧表のとおり  
和歌山県×市×町 5-5

該当なし → 県内に保管施設がない場合

ここに受理済の証印を押します  
ので、スペースを確保してく  
ださい。

【縦 6cm 以上×横 10cm 以上】

※1 〇〇商店等の任意の名称は記載しないでください。

※2 〇〇商店等の任意の名称はここに記載してください。県内に複数販売店がある場合は〇〇支店、〇〇営業所等まで記載してください。電話、FAX 番号も記載してください。

※3 複数ある場合はすべてを記載してください。数が多いときは別紙に列記し、添付していただいても構いません。ただし、その場合は届出書とばらばらにならないようにホッチキス等とじ合わせてください。

様式第 15 号 (ロ)

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1-1  
株式会社和歌山

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※1

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更した年月日  
△△年△△月△△日
- 2 変更した事項  
名称 (旧) 株式会社和歌山 ※2  
(新) 株式会社ワカヤマ  
(販売店舗は、別紙一覧表のとおり)
- 3 変更した理由  
社名変更による。 ※3

ここに受理済の証印を押します  
ので、スペースを確保してください。

【縦 6cm 以上×横 10cm 以上】

※1 肥料販売業務開始届出書を届け出た年月日を記載してください。分からない場合は振興局農業水産振興課又は農業環境・鳥獣害対策室までお問い合わせください(連絡先 P.54)。

※2 該当事項を新旧対照させて記載してください。「販売を行う事業場の所在地」「保管する施設の所在地」を追加する場合も、届け出てください。複数ある場合はすべてを記載してください。数が多いときは別紙に列記し、添付していただいても構いません。ただし、その場合は届出書とばらばらにならないようにホッチキス等とじ合わせてください。

※3 変更事項に応じて理由を記載してください。

様式第 15 号 (ロ)

肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1  
株式会社和歌山  
氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※ 1

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出た肥料販売業務を△△年△△月△△日に廃止したので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記 ※ 2

別紙一覧表のとおり

ここに受理済の証印を押します  
ので、スペースを確保してく  
ださい。

【縦 6cm 以上×横 10cm 以上】

- ※ 1 肥料販売業務開始届出書を届け出た年月日を記載してください。分からない場合は振興局農業水産振興課又は農業環境・鳥獣害対策室までお問い合わせください（連絡先 P. 54）。
- ※ 2 複数ある場合はすべてを記載してください。数が多いときは別紙に列記し、添付していただいても構いません。ただし、その場合は届出書とばらばらにならないようにホッチキス等とじ合わせてください。

### Ⅲ 普通肥料の登録

#### 1 新たに普通肥料を登録する場合

業として県知事登録の普通肥料の生産を始める前に、銘柄ごとに以下の書類を提出してください。

- |  |                    |
|--|--------------------|
| 1) 普通肥料登録申請書（記入例P. 26）   | 2部                 |
| 2) 和歌山県収入証紙 35,000円分   |                    |
| 3) 届出者の住所、氏名（法人は所在地と名称、代表者氏名）を確認できるもの<br>・ 個人の場合、マイナンバー（個人番号）カード、住民票や運転免許証等の公的機関が発行した書類<br>・ 法人の場合、登記事項証明書や定款等 | 1部（※いずれも複写したものでも可） |
| 4) 生産する事業場の所在地がわかる地図と電話番号  | 1部                 |
| 5) 生産工程の概要   | 1部                 |
| 6) 肥料の見本（500g）   |                    |
| 7) 植害試験の成績書（乾燥菌体肥料を登録する場合のみ）   | 1部                 |
| 8) 成分分析証明書   | 1部                 |
| ※保証成分量および公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」に該当する成分  |                    |

#### 2 普通肥料登録の有効期間を更新する場合

登録の有効期間が満了する30日前までに、以下の必要書類を提出してください。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| 1) 肥料登録有効期間更新申請書（記入例P. 28） | 2部 |
| 2) 和歌山県収入証紙 7,100円分        |    |
| 3) 登録証                     |    |
| 4) 生産工程の概要                 | 1部 |

#### 3 申請事項に変更があった場合

申請事項に変更があった場合は、その日から2週間以内に以下の書類を提出してください。変更内容によって、様式や添付書類が異なりますので、注意してください。

- |   |    |
|---|----|
| 1) 「代表者の氏名」「生産する事業場の名称及び所在地」「保管する施設の所在地」を変更した場合 |    |
| ①肥料登録事項変更届（記入例P. 30）                            | 2部 |
| ②変更事項が確認できる書類                                   | 1部 |
| 例) 「代表者の氏名」の変更→1 新たに普通肥料を登録する場合の3)と同じ           |    |
| 「生産する事業場の所在地」の変更→1 新たに普通肥料を登録する場合の4)と同じ         |    |

- 2) 「氏名」「住所」「法人の名称」「主たる事務所の所在地」を変更した場合
- ①肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書  
(記入例P. 31) 2部
  - ②変更事項が確認できる書類 1部  
→ 1 新たに普通肥料を登録する場合の3)と同じ
  - ③登録証
- 3) 相続または法人の合併、分割により登録を受けた者の地位を承継した場合
- ①相続(合併、分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請書  
(記入例P. 32) 2部
  - ②登記簿謄(抄)本の写し 1部
  - ③登録証
- 4) 「肥料の名称」を変更した場合
- ①肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書(記入例P. 33) 2部
  - ②登録証

#### 4 登録証を滅失、汚損した場合

- 1) 肥料登録証再交付申請書(記入例P. 34) 2部
- 2) 登録証(汚損した場合)

#### 5 普通肥料登録を失効する場合

登録の有効期間を更新せず、有効期間が満了したときは、速やかに以下の必要書類を提出してください。

- 1) 肥料登録失効届(記入例P. 35) 2部
- 2) 登録証

#### 6 その他

- 1) 生産設備を賃借して生産する場合は、以下の書類の提出が必要です。
- ・生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書(P. 15) 1部
  - ・賃貸借契約書の写し 1部
  - ・賃借する工場の見取り図 1部
- 2) 肥料を委託生産する場合は、以下の書類の提出が必要です。
- ・委託による肥料の生産に関する届出書(P. 17) 1部
  - ・委託生産契約書の写し 1部

#### 7 提出先

和歌山県庁 農業環境・鳥獣害対策室(提出先一覧P. 54)

様式第1号（第1条の3関係）

普通肥料登録申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

和歌山県有田郡〇〇町大字××字△△100番地  
和歌山株式会社  
代表取締役 和歌山 太郎

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

- 1 氏名及び住所  
和歌山株式会社  
代表取締役 和歌山 太郎  
和歌山県有田郡〇〇町大字××字△△100番地
- 2 肥料の種類 ※1  
乾燥菌体肥料
- 3 肥料の名称 ※2  
乾燥菌体肥料1号
- 4 保証成分量その他の規格  
保証成分量（%） ※3  
窒素全量 5.0  
りん酸全量 2.0  
その他の規格 ※4  
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。
- 5 生産する事業場の名称及び所在地 ※5  
和歌山株式会社 本社工場  
和歌山県有田郡〇〇町大字××字△△555番地
- 6 保管する施設の所在地 ※6  
和歌山県有田郡〇〇町大字××字△△555番地
- 7 植物に対する害に関する栽培試験の成績（別紙のとおり） ※7
- 8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第3号までに掲げる事項（別紙のとおり）  
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号（生産工程の概要） ※8 ※9 ※10  
※11  
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第2号 ※12  
該当なし。  
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第3号（材料の種類、名称及び使用料） ※13  
粒状化促進剤として石こうを製品重量当たり2.5%以下使用する。

- ※1 公定規格の「肥料の種類」の欄に記載されているとおりに記載してください。
- ※2 有機質原料を使用した旨を肥料の名称中に入れる場合は、その種類のいかんを問わず「有機入り」の字句とし、当該原料に由来する窒素の量を0.2%以上含有する場合に限りま。
- ※3 (1) 公定規格(P.39~46)に適合していることを確認してください。  
 (2) 保証成分量の記載順序は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている順序のとおりとしてください。  
 (3) 保証成分量の小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている数値の桁数に合わせてください。
- ※4 公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」及び「その他の制限事項」の欄で規格が定められているか、空欄であるかによって、以下のように記載してください。  
 ・「該当なし。」  
 ・「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。」  
 ・「その他の制限事項は、公定規格のとおり。」  
 ・「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。」
- ※5 (1) 本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名と、あわせて所在地を必ず記載してください。  
 (2) 2か所以上の事業場(工場)で生産する場合は、工場名と所在地を併記してください。
- ※6 所在地のみの記載でかまいません。2か所以上ある場合は、すべてを列記してください。
- ※7 乾燥菌体肥料を登録するときのみ添付してください。
- ※8 生産工程の概要を記載する必要のある肥料の種類は、P.36のとおり定められています。「生産工程の概要の記載例」(P.37~38)を参照してください。それ以外の肥料については、「該当なし。」と記載してください。
- ※9 牛由来の原料を使用する場合は、その原料が製造工程中に牛の脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある原料の加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。  
 (例)  
 蒸製骨粉(〇〇県第〇〇号)は、〇会社〇事業場で製造されたものである。(〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないこと及び蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。)
- ※10 牛由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。  
 (例)  
 管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。
- ※11 牛由来の原料を使用し、動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。  
 (例)  
 管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料(尿素及び塩化加里)を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する。
- ※12 「該当なし。」と記載してください。
- ※13 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果が実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。  

○固結防止剤	○飛散防止剤	○吸湿防止剤	○沈殿防止剤
○浮上防止剤	○腐敗防止剤	○悪臭防止剤	○粒状化促進剤
○成形促進剤	○展着促進剤	○組成均一化促進剤	○脱水促進剤
○乾燥促進剤	○凝集促進剤	○発酵促進剤	○効果発現促進剤
○着色剤	○分散促進剤	○反応緩和剤	○硝酸化成抑制剤

 使用した場合には、材料の種類を上記に示したとおりに、またその材料の物質名、使用料を記載してください。使用料は、製品(肥料)当たりの重量の百分率(%)で記載してください。
- ※14 登録申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじ合わせてください。

様式第 3 号（第 8 関係）

肥料登録有効期間更新申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

和歌山県有田郡〇〇町大字 × × 字 △ △ 100 番地  
和歌山株式会社  
代表取締役 和歌山 太郎

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 1 2 条第 4 項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 登録番号 和歌山県第〇〇〇号 ※1
- 2 登録年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 ※1
- 3 氏名及び住所 和歌山株式会社 ※2  
代表取締役 和歌山太郎 ※2  
和歌山県有田郡〇〇町大字 × × 字 △ △ 100 番地 ※2
- 4 肥料の種類 乾燥菌体肥料 ※1
- 5 肥料の名称 乾燥菌体肥料 1 号 ※1
- 6 保証成分量その他の規格  
保証成分量 (%) ※1 窒素全量 5. 0  
りん酸全量 2. 0  
その他の規格 ※1  
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。
- 7 生産する事業場の名称及び所在地 ※2  
和歌山株式会社 本社工場  
和歌山県有田郡〇〇町大字 × × 字 △ △ 555 番地
- 8 保管する施設の所在地 ※2  
和歌山県有田郡〇〇町大字 × × 字 △ △ 555 番地
- 9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条各号に掲げる事項（別紙のとおり）  
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 1 号（生産工程の概要） ※3 ※4 ※5  
※6  
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 2 号 ※7  
該当なし。  
肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 3 号（材料の種類、名称及び使用料） ※8  
該当なし。

- ※1 登録証のとおりに記載してください。
- ※2 登録の有効期間内に変更があった場合は、届出が必要な内容です。変更届出をしていない場合は、届出をしてください。
- ※3 生産工程の概要を記載する必要がある肥料の種類は、P.36のとおり定められています。「生産工程の概要の記載例」(P.37~38)を参照してください。それ以外の肥料については、「該当なし。」と記載してください。
- ※4 牛由来の原料を使用する場合は、その原料が製造工程中に牛の脊柱等が混合しないことや、疾病の発生予防に効果がある原料の加工工程を経ていることについて、農林水産大臣の確認を受けたものであることを生産工程の備考欄に記載してください。
- (例)  
蒸製骨粉(〇〇県第〇〇号)は、〇会社〇事業場で製造されたものである。(〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において〇会社〇事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないこと及び蒸製条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。)
- ※5 牛由来の原料を使用し、かつ、供給管理票を交付する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。
- (例)  
管理措置として、肥料の出荷ごとに肥料原料供給管理票を交付する。
- ※6 牛由来の原料を使用し、動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する場合は、生産工程の備考欄にその旨記載してください。
- (例)  
管理措置として、動植物質以外の原料のみを原料とする肥料(尿素及び塩化加里)を全重量の50%以上の含有量となるよう配合する。
- ※7 「該当なし。」と記載してください。
- ※8 肥料又は肥料の原料となりうるもののほか、以下の効果が実証された「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。
- |        |        |           |          |
|--------|--------|-----------|----------|
| ○固結防止剤 | ○飛散防止剤 | ○吸湿防止剤    | ○沈殿防止剤   |
| ○浮上防止剤 | ○腐敗防止剤 | ○悪臭防止剤    | ○粒状化促進剤  |
| ○成形促進剤 | ○展着促進剤 | ○組成均一化促進剤 | ○脱水促進剤   |
| ○乾燥促進剤 | ○凝集促進剤 | ○発酵促進剤    | ○効果発現促進剤 |
| ○着色剤   | ○分散促進剤 | ○反応緩和剤    | ○硝酸化成抑制剤 |
- 使用した場合には、材料の種類を上記に示したとおりに、またその材料の物質名、使用料を記載してください。使用料は、製品(肥料)当たりの重量の百分率(%)で記載してください。
- ※9 登録申請書が2枚以上になる場合は、ホッチキス等とじ合わせてください。

様式第 4 号（第 10 条関係）

肥料登録事項変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社和歌山

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項	変更した理由
和歌山県 第〇〇〇号 ※	乾燥菌体肥料 ※	乾燥菌体肥料 1 号 ※	〇〇年〇月〇日	代表者の変更 (旧)・・・ (新)・・・	人事異動のため。
和歌山県 第〇〇〇号 ※	乾燥菌体肥料 ※	乾燥菌体肥料 2 号 ※	同上	同上	同上

※ 登録証のとおりに記載してください。全銘柄に係る変更の場合は、すべての銘柄を記載して下さい。

様式第 5 号（第 10 条関係）

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により届出及び登録証の書替交付の申請をします。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項		変更した理由
				登録証の記載事項に該当するもの	その他	
和歌山県 第〇〇〇号 ※	乾燥菌 体肥料 ※	乾燥菌 体肥料 1号 ※	〇〇年〇 月〇日	本社所在地の 変更 (旧)・・・ (新)・・・	代表者の変更 (旧)・・・ (新)・・・	本社移転及び 人事異動のため。
和歌山県 第〇〇〇号 ※	乾燥菌 体肥料 ※	乾燥菌 体肥料 2号 ※	同上	同上	同上	同上

※ 登録証のとおりに記載してください。全銘柄に係る変更の場合は、すべての銘柄を記載して下さい。

様式第 6 号 (第 10 条関係)

相続に基づく肥料登録証の書替交付申請書 ※ 1

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※ 2

下記のとおり相続により登録を受けた者の地位を継承したので、肥料の品質の確保等に関する法律第 1 3 条第 2 項の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

1 継承した年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

2 登録を受けた者の氏名及び住所

株式会社ワカヤマ 代表取締役 和歌山 太郎

和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

3 継承した肥料の登録番号、種類及び名称 ※ 3

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
和歌山県第〇〇号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料 1 号

※ 1 標題は、合併の場合は「合併に基づく肥料登録証の書替交付申請書」、分割の場合には「分割に基づく肥料登録証の書替交付申請書」と書いてください。

※ 2 合併の場合は「相続」を「合併」と、分割の場合は「相続」を「分割」と書いてください。

※ 3 受け継いだ登録証のとおりに記載してください。

様式第 8 号（第 10 条関係）

肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

1 登録番号 和歌山県第〇〇号 ※

2 肥料の種類 乾燥菌体肥料 ※

3 肥料の名称 △△□□ ※

上記の肥料についてその名称を下記のように変更したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 13 条第 4 項の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

1 新しい名称 乾燥菌体肥料 1 号

2 変更する理由 「△△」という言葉が、他者の商標登録に抵触したため

※ 登録証のとおりに記載してください。

様式第7号（第10条関係）

肥料登録証再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町1-1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※1

下記の登録証を滅失したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により登録証の再交付を申請します。

記

※2

1 登録番号

2 登録年月日

3 登録の有効期限

4 肥料の種類

5 肥料の名称

6 保証成分量その他の規格

保証成分量 (%) 窒素全量 5.0

りん酸全量 2.0

その他の規格

含有を許される有害成分の最大量その他の制限事項は、公定規格のとおり

※1 汚してしまった登録証の書き替えの場合は、「滅失」を「汚損」と書いてください。

※2 記の1～6は、登録証のとおりに記載してください。

様式第 8 号の 2 (第 10 条の 2 関係)

肥料登録失効届

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

〇〇年〇〇月〇〇日から下記の肥料は生産の廃止により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第 15 条第 1 項の規定により登録証を添えて届け出ます。

記

※

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
和歌山県第〇〇号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料 1 号

※ 登録証のとおりに記載してください。

## 肥料取締法施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件（抜粋）

昭和 59 年 3 月 16 日 農林水産省告示第 698 号 施行 昭和 59 年 4 月 1 日  
最終改正 平成 31 年 4 月 26 日 農林水産省告示第 1992 号 施行 平成 31 年 5 月 27 日

### 有機質肥料

肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこし浸漬液肥料、乾燥菌体肥料、加工家きんふん肥料、魚廃物加工肥料、食品残さ加工肥料、副産動物質肥料、副産植物質肥料（しょう油を生産する際に副産されるものを除く。）、混合有機質肥料（植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く。）

### 石灰質肥料

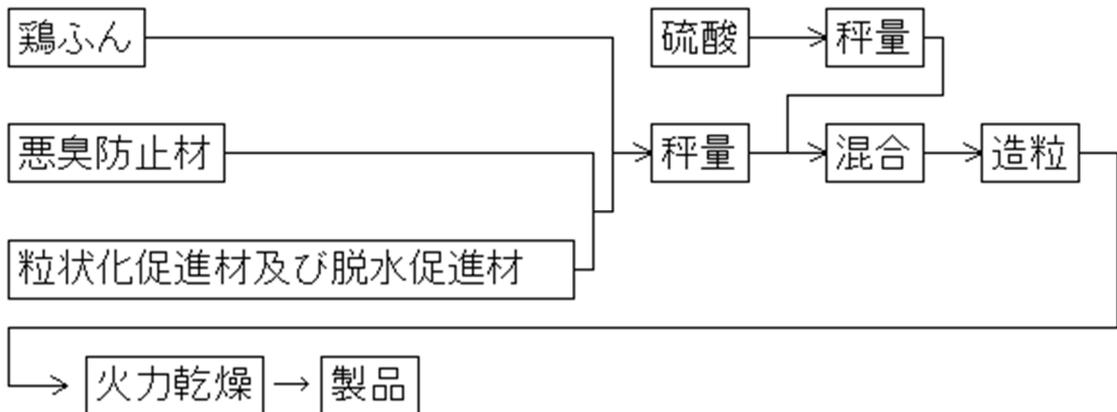
生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料

## 生産工程の概要の記入例

### 1. 加工家きんふん肥料

#### 例 1

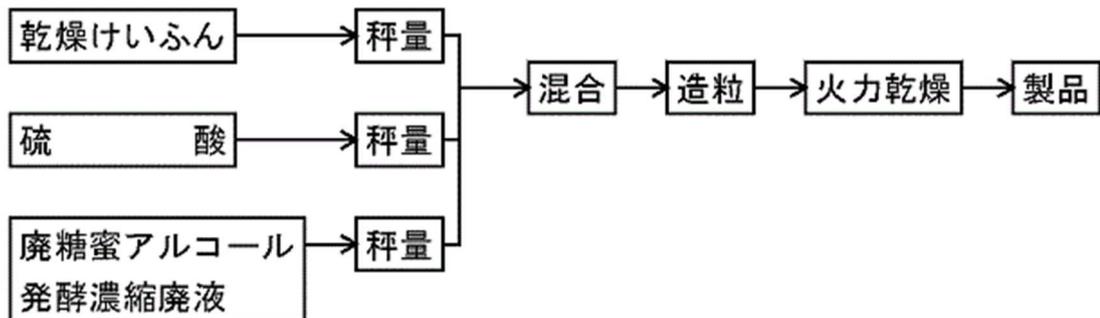
##### (1) 生産工程の概要



(2) 悪臭防止材は硫酸鉄であり，製品中無水塩として2%以内使用する。造粒及び脱水を促進する材料は，焼石こう及び蛇紋岩粉末の混合物（95：5）であり製品中40%以内使用する。

#### 例 2

##### (1) 生産工程の概要



(2) 該当事項なし

## 2. 乾燥菌体肥料

例

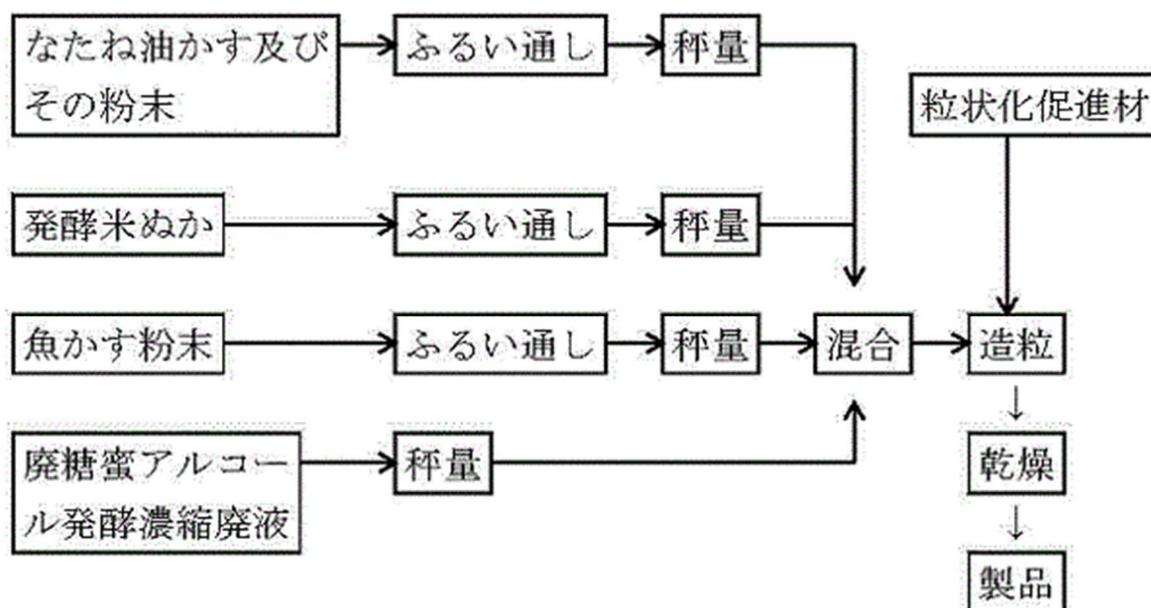


備考 (1) 工場廃液は、A株式会社の△△を生産するB工場の廃水を使用する。この廃液の組成は、主として粗繊維たん白質、アンモニウム及び硝酸の無機塩で、△△を生産する工程で重金属その他有害物質は使用しないものである。

(2) 菌体は、アクロモバクター、エアロバクター等好気性細菌が主体である。

## 3. 混合有機質肥料

例



備考 廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液は、自社生産登録の△△△県知事登録第△△〇号△△発酵副産肥料の原料濃縮液を使用する。

## 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（抜粋）

昭和 61 年 2 月 22 日 農林水産省告示第 284 号 施行 昭和 61 年 3 月 25 日  
最終改正 令和 2 年 10 月 30 日

### 四 有機質肥料（動植物質のものに限る。）

#### （1）登録の有効期間が6年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
魚かす粉末	窒素全量及びりん酸全量の合計量 12.0 窒素全量 4.0 りん酸全量 3.0		
干魚肥料粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 3.0		
魚節煮かす	窒素全量 9.0		
甲殻類質肥料粉末	窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0		
蒸製魚鱗及びその粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 18.0		
肉かす粉末	窒素全量 6.0		一 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
肉骨粉	窒素全量 5.0 りん酸全量 5.0		一 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製てい角粉	窒素全量 10.0		牛由来の原料を原料とする場合にあ

			つては、管理措置が行われたものであること。
蒸製てい角骨粉	窒素全量及びりん酸全量の合計量 15.0 窒素全量 6.0 りん酸全量 7.0		一 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製毛粉 (羽及び鯨ひげを蒸製したものを含む。)	窒素全量 6.0		牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。
乾血及びその粉末	窒素全量 10.0		一 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
生骨粉	窒素全量及びりん酸全量の合計量 20.0 窒素全量 3.0 りん酸全量 16.0		一 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製骨粉 (脱こう骨粉を含む。)	一 窒素全量及びりん酸全量を保証するものにあつては		一 牛由来の原料を原料とする場合

む。)	窒素全量及びりん酸全量の合計量 21.0 窒素全量 1.0 りん酸全量 17.0 二 りん酸全量を保証するものにあつては りん酸全量 25.0		にあつては、管理措置が行われたものであること。 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製鶏骨粉	窒素全量及びりん酸全量の合計量 17.0 窒素全量 1.0 りん酸全量 13.0		
蒸製皮革粉	窒素全量 6.0		牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。
干蚕蛹粉末	窒素全量 7.0		
蚕蛹油かす及びその粉末	一 窒素全量 8.0 二 窒素全量のほかりん酸全量を保証するものにあつては、一に掲げるもののほかりん酸全量 1.0		
絹紡蚕蛹くず	窒素全量 7.0		
とうもろこしはい芽及びその粉末	窒素全量 2.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0		
大豆油かす及びその粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0		
なたね油かす及びその粉末 (からし油かす及びその粉末を含む。)	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0		
わたみ油かす及びその粉末	窒素全量 5.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0		
落花生油かす及びその粉末	窒素全量 5.5 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0		
あまに油かす及びその粉末	窒素全量 4.5 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0		

ごま油かす及びその粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0		
ひまし油かす及びその粉末	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0		
米ぬか油かす及びその粉末	窒素全量 2.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0		
その他の草本性植物油かす及びその粉末 (二以上の草本性植物油かす及びその粉末を混合したものを除く。)	窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0		
カポック油かす及びその粉末	窒素全量 4.5 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0		
とうもろこしはい芽油かす及びその粉末	窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0		
たばこくず肥料粉末	窒素全量 1.0 加里全量 4.0		変性しないものであること。
甘草かす粉末	窒素全量 8.0		
豆腐かす乾燥肥料	一 窒素全量 4.0 二 窒素全量のほかりん酸全量又は加里全量を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか りん酸全量については 1.0 加里全量については 1.0		
えんじゆかす粉末	窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0 加里全量 2.0		
窒素質グアノ	窒素全量 12.0 アンモニア性窒素 1.0 りん酸全量 8.0 可溶性りん酸 4.0 加里全量 1.0		
加工家きんふん肥料 (次に掲げる肥料をいう。 一 家きんのふんに硫酸等を混合し	窒素全量 2.5 りん酸全量 2.5 加里全量 1.0	窒素全量の含有率 1.0%につき ひ素 0.004	水分は 20%以下であること。

<p>て火力乾燥したもの  二 家きんのふんを加圧蒸煮した後乾燥したもの  三 家きんのふんについて熱風乾燥及び粉碎を同時に行つたもの  四 家きんのふんをはつこう乾燥させたもの)</p>			
<p>とうもろこし浸漬液肥料  (コーンスターチを製造する際に副産されるところこしを亜硫酸液で浸漬した液を発酵、濃縮したものをいう。)</p>	<p>窒素全量 3.0  りん酸全量 3.0  加里全量 2.0  水溶性加里 2.0</p>	<p>窒素全量の含有率  1.0%につき  ひ素 0.004  亜硫酸 0.01</p>	
<p>副産植物質肥料  (食品工業又は発酵工業において副産されたものであつて、植物質の原料に由来するものをいう。)</p>	<p>一 窒素全量を保証するものにあつては  窒素全量 3.5  二 窒素全量のほかアンモニア性窒素、りん酸全量又は加里全量を保証するものにあつては  窒素全量及びりん酸全量又は加里全量の合計量 5.0  窒素全量 1.0  アンモニア性窒素については 1.0  りん酸全量については 1.0  加里全量については 1.0</p>		
<p>混合有機質肥料  (次に掲げる肥料をいう。  一 有機質肥料に有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。)を混合したもの  二 一に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの)</p>	<p>窒素全量及びりん酸全量又は加里全量の合計量 6.0  窒素全量 1.0  りん酸全量については 1.0  加里全量については 1.0</p>	<p>窒素全量の含有率  1.0%につき  ひ素 0.01  カドミウム  0.00008</p>	<p>一 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。  二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。  三 規則第七条の六第四号の農林水産大臣が指定する混合有機質肥料であること。</p>

(2) 登録の有効期間が3年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
<p>魚廃物加工肥料 (魚荒、いか内臓その他の魚廃物を泥炭その他の動植物に由来する吸着原料に吸着させたものをいう。)</p>	<p>一 窒素全量 4.0 りん酸全量 1.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほか加里全量を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 加里全量 1.0</p>	<p>窒素全量の含有率 1.0%につき カドミウム 0.00008</p>	<p>牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</p>
<p>食品残さ加工肥料 (食品由来の有機質物(食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。)を加熱乾燥し、搾油機により搾油したかすをいう。)</p>	<p>一 窒素全量 2.5 加里全量 1.0 二 窒素全量及び加里全量のほかりん酸全量を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか りん酸全量 1.0</p>		<p>一 油分は10%以下であること。 二 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</p>
<p>乾燥菌体肥料 (次に掲げる肥料をいう。 一 培養によつて得られる菌体又はこの菌体から脂質若しくは核酸を抽出したかすを乾燥したもの 二 食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業(なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る。)の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したもの)</p>	<p>一 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 5.5 二 窒素全量のほかりん酸全量又は加里全量を保証するものにあつては 窒素全量 4.0 りん酸全量については 1.0 加里全量については 1.0</p>	<p>窒素全量の含有率 1.0%につき カドミウム 0.00008</p>	<p>一 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 二 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</p>
<p>副産動物質肥料 (食品工業、繊維工業、ゼラチン工業又はなめしかわ製造業において副産されたものであつて、動物質の原料に由来するものをいう。)</p>	<p>一 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 6.0 二 窒素全量のほかりん酸全量又は加里全量を保証するものにあつては 窒素全量及びりん酸全量又は加里全量の合計量 10.0 窒素全量 2.0 りん酸全量については 2.0 加里全量については 9.0</p>	<p>窒素全量の含有率 1.0%につき ひ素 0.01 カドミウム 0.00008</p>	<p>一 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受</p>

			けた工程において製造されたものであること。
混合有機質肥料	窒素全量及びりん酸全量又は加里全量の合計量 6.0 窒素全量 1.0 りん酸全量については 1.0 加里全量については 1.0	窒素全量の含有率 1.0%につき ひ素 0.01 カドミウム 0.00008	一 牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。 二 牛の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 三 規則第七条の六第四号の農林水産大臣が指定する混合有機質肥料以外のものであること。

## 六 石灰質肥料

(1) 登録の有効期間が6年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
生石灰 (マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。)	一 アルカリ分 80.0 二 アルカリ分のほか可溶性苦土又は可溶性苦土を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性苦土については 8.0 可溶性苦土については 7.0		
消石灰 (マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。)	一 アルカリ分 60.0 二 アルカリ分のほか可溶性苦土又は可溶性苦土を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性苦土については 6.0 可溶性苦土については 5.0		
炭酸カルシウム肥料 (マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。)	一 アルカリ分 50.0 二 アルカリ分のほか可溶性苦土又は可溶性苦土を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性苦土については 5.0 可溶性苦土については 3.5		化学的に生産された炭酸カルシウム以外のものにあつては、1.7ミリメートルの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを85%以上通過すること。
貝化石肥料	一 アルカリ分 35.0		

<p>(貝化石粉末又はこれにマグネシウムの酸化物若しくは水酸化物を混合し、造粒したものをいう。)</p>	<p>ニ アルカリ分のほかく溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土 1.0</p>		
<p>副産石灰肥料 (非金属鉱業、食品工業、パルプ工業、化学工業、鉄鋼業又は非鉄金属製造業において副産されたものをいう。)</p>	<p>一 アルカリ分 35.0 ニ アルカリ分のほかく溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土 1.0</p>	<p>一 アルカリ分の含有率 1.0%につき ニッケル 0.01 クロム 0.1 チタン 0.04 ニ 最大限量 ニッケル 0.4 クロム 4.0 チタン 1.5</p>	<p>鉱さいを原料として使用するものにあつては、1.7ミリメートルの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを85%以上通過すること。</p>
<p>混合石灰肥料 (石灰質肥料に、石灰質肥料、苦土肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。)</p>	<p>一 アルカリ分 35.0 ニ アルカリ分のほか可溶性苦土、く溶性苦土、可溶性マンガンを、く溶性マンガンを、く溶性ほう素又は水溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性苦土については 4.5 く溶性苦土については 1.0 可溶性マンガンは 0.10 く溶性マンガンは 0.10 く溶性ほう素については 0.05 水溶性ほう素については 0.05</p>	<p>アルカリ分の含有率 1.0%につき ひ素 0.004 亜硝酸 0.04 ニッケル 0.01 クロム 0.1 チタン 0.04</p>	<p>一 可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。 ニ 規則第7条の6第6号の農林水産大臣が指定する混合石灰肥料であること。</p>

(2) 登録の有効期間が3年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
混合石灰肥料	<p>一 アルカリ分 35.0 ニ アルカリ分のほか可溶性苦土、く溶性苦土、可溶性マンガンを、く溶性マンガンを、く溶性ほう素又は水溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性苦土については 4.5 く溶性苦土については 1.0 可溶性マンガンは 0.10 く溶性マンガンは 0.10 く溶性ほう素については 0.05 水溶性ほう素については 0.05</p>	<p>アルカリ分の含有率 1.0%につき ひ素 0.004 亜硝酸 0.04 ニッケル 0.01 クロム 0.1 チタン 0.04</p>	<p>一 可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。 ニ 規則第7条の6第6号の農林水産大臣が指定する混合石灰肥料以外のものであること。</p>

## IV 指定混合肥料の届出

都道府県知事登録の肥料のみを配合した肥料を生産する場合は、県知事に届け出てく  
ださい。

### 1 指定混合肥料の生産を開始する場合

指定混合肥料の生産を開始する2週間前までに、以下の必要書類を提出してください。

- |  |                    |
|--|--------------------|
| 1) 指定混合肥料生産業者届出書（記入例P. 48）                         | 2部                 |
| 2) 届出者の住所、氏名（法人は所在地と名称、代表者氏名）を確認できるもの              |                    |
| ・ 個人の場合、マイナンバー（個人番号）カード、住民票や運転免許証等の公的<br>機関が発行した書類 |                    |
| ・ 法人の場合、登記事項証明書や定款等                                | 1部（※いずれも複写したものでも可） |
| 3) 配合する肥料の設計書（配合する肥料の割合と保証成分量を記載）                  | 1部                 |
| 4) 生産する事業場の所在地がわかる略地図と事業場の電話番号                     | 1部                 |

### 2 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更があった場合は、その日から2週間以内に以下の必要書類を提出して  
ください。

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1) 指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書（記入例P. 49） | 2部 |
| 2) 変更事項が確認できる書類                  | 1部 |
| 例) 「主たる事務所の所在地」の変更               |    |
| → 1 指定混合肥料の生産を開始する場合の2)と同じ       |    |
| 「生産する事業場の所在地」の変更                 |    |
| → 1 指定混合肥料の生産を開始する場合の4)と同じ       |    |

### 3 指定混合肥料の生産を廃止した場合

生産を廃止した場合は、その日から2週間以内に以下の必要書類を提出してください。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ①指定混合肥料生産事業廃止届出書（記入例P. 50） | 2部 |
|----------------------------|----|

### 4 提出先

和歌山県庁 農業環境・鳥獣害対策室（提出先一覧はP.54）

様式第 8 号の 3 (イ) (第 10 条の 3 関係)

指定混合肥料生産業者届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社和歌山

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※ 1

下記により指定混合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所 (法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
株式会社和歌山 代表取締役 和歌山 太郎  
和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1
- 2 肥料の名称  
有機入り配合 1 号 ※ 2
- 3 肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別  
※ 3  
肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる普通肥料 (指定配合肥料)
- 4 生産する事業場の名称及び所在地 ※ 4  
株式会社和歌山 本社工場  
和歌山県〇〇郡わかやま町 2 - 2
- 5 保管する施設の所在地 ※ 5  
和歌山県〇〇郡わかやま町 3 - 3

※ 1 届出者が農業協同組合の場合、「第 1 項」を「第 2 項」と記載してください。

※ 2 有機質原料を使用した旨を肥料の名称中に入れる場合は、「有機入り」の字句とし、当該原料に由来する窒素の量を 0.2%以上含有する場合に限ります。

- ※3 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号のいずれかに該当するかの別については、下記のいずれかを記載してください。
- 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料（指定配合肥料）
- 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料（指定化成肥料）
- 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第3号に掲げる普通肥料（特殊肥料等入り指定配合肥料）
- 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第4号に掲げる普通肥料（土壌改良資材入り指定混合肥料）
- ※4 （1）本社と同一の所在地であっても、法人名や個人名だけでなく、「本社工場」のような事業場名と、あわせて所在地を必ず記載してください。
- （2）2か所以上の事業場（工場）で生産する場合は、工場名と所在地を併記してください。
- ※5 所在地のみの記載でかまいません。2か所以上ある場合は、すべてを列記してください。

様式第 8 号の 3 (ロ) (第 10 条の 3 関係)

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※ 1

※ 2

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 第 1 項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第 3 項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更した年月日  
△△年△△月△△日
- 2 変更した事項  
代表者の氏名 (旧) 〇〇 〇〇 ※ 3  
(新) 和歌山 太郎
- 3 変更した理由  
人事異動による。 ※ 4

※ 1 指定混合肥料生産業者届出書を届け出た年月日を記載してください。分からない場合は振興局農業水産振興課又は農業環境・鳥獣害対策室までお問い合わせください (連絡先 P. 54)。

※ 2 届出者が農業協同組合の場合、「第 1 項」を「第 2 項」と記載してください。

※ 3 該当事項を新旧対照させて記載してください。「生産事業場の所在地」「保管する施設の所在地」を追加する場合も、届け出てください。

※ 3 変更事項に応じて理由を記載してください。

様式第 8 号の 3 (ハ) (第 10 条の 3 関係)

指定混合肥料生産事業廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 和歌山県〇〇郡わかやま町 1 - 1

株式会社ワカヤマ

氏名 代表取締役 和歌山 太郎

※ 1

※ 2

さきに〇〇年〇〇月〇〇日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 第 1 項の規定により届け出た指定混合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第 3 項の規定により届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日  
△△年△△月△△日
- 2 生産していた指定混合肥料の名称  
有機入り配合 1 号

※ 1 指定混合肥料生産業者届出書を届け出た年月日を記載してください。分からない場合は振興局農業水産振興課又は農業環境・鳥獣害対策室までお問い合わせください (連絡先 P. 54)。

※ 2 届出者が農業協同組合の場合、「第 1 項」を「第 2 項」と記載してください。

## V 肥料取締制度の概要

### 1 目的

肥料を生産・輸入し、販売するにあたり、肥料の品質の確保等に関する法律を基にした肥料取締制度に従う必要があります。

制度の目的は、

- ① 肥料の品質等を保全する。
- ② 肥料に含有される肥料成分量の確保を図ることなどにより、公正な取引を確保する。
- ③ ①、②により、農業生産力の維持増進を図る。
- ④ 肥料の安全な施用を確保し、国民の健康の保護に資する。

ことです。

この目的を達成するため、肥料の公定規格や施用基準を設定し、公定規格に適合した肥料のみが登録され、生産・輸入できることとするとともに、検査により品質等の確認を図ることなどが行われます。

### 2 定義

肥料の品質の確保等に関する法律では、以下のものを肥料と定義しています。

- ①植物の栄養とするため、土地に施用するもの。
- ②植物の栄養とするため、植物の葉などに施用するもの。
- ③植物の栽培に役立つよう、土壌に化学的変化をおこさせるため、土地に施用するもの。

### 3 肥料の分類

#### (1) 特殊肥料

特殊肥料とは、魚かすや米ぬかのように、農家の経験と五感により品質の識別できる単純な肥料や、たい肥のように品質が多様で、その価値が主成分の含有量のみ依存しないため、主成分量の多少のみで一律的な評価を行うことができない肥料をいいます。特殊肥料は、農林水産大臣により指定されており、生産や輸入するためには県知事に届出をしなければならないことになっています。

なお、特殊肥料のうち、たい肥（汚泥や魚介類の臓器を原料とする物を除く）と動物の排せつ物については、

- ①肥料銘柄毎の品質のバラツキが大きく、肥料の種類から品質を識別することが困難である。
- ②肥料成分を一定量含有し、かつ、全国的に施用実績がある。

③このため、適正な表示が必要である。  
 ことから、定められた項目について、品質表示をしなければならないことになってい  
 ます。

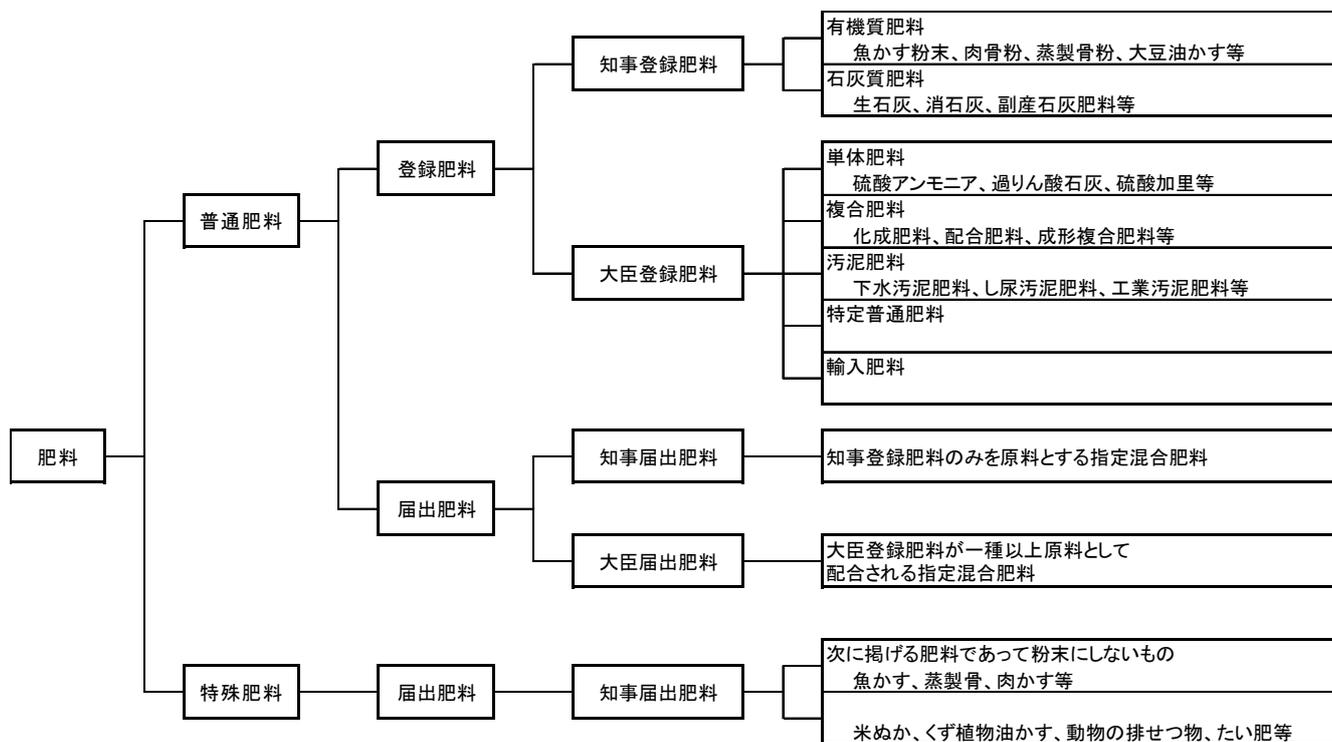
(2) 普通肥料

特殊肥料以外のものは、普通肥料となります。普通肥料は、「公定規格」が定めら  
 れており、「公定規格」に適合した肥料は登録することができます。「公定規格」では、  
 肥料の種類ごとに、含有すべき主成分の最小量、含有を許される植物にとっての有害  
 成分の最大量等を定めています。普通肥料には、農林水産大臣登録と都道府県知事登  
 録があり、それぞれ手続きが異なります。なお、登録の有効期間は、3年のものと6  
 年のものがあります。知事登録の普通肥料の公定規格と併せて P. 39～46 に記載して  
 います。

知事登録となる普通肥料は、以下のとおりです。

- ①有機質のみからなる肥料
- ②石灰質肥料
- ③都道府県をまたがっていない農業協同組合等が配合する肥料（手続きについては、  
 農業環境・鳥獣害対策室にお問い合わせください。）

また、登録肥料のみを単に配合した普通肥料を指定混合肥料といいます。都道府県  
 知事登録の普通肥料のみを単に配合した肥料を生産する場合は、都道府県知事への届  
 出が必要です。



## VI 肥料生産・販売に係る申請・届出書類 提出先一覧

### ○普通肥料登録関係、指定混合肥料届出関係

所轄市町村	課室名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
全市町村	和歌山県庁 農業環境・鳥獣害対策室	640-8585	和歌山市小松原通1丁目1番地	073-441-2905	073-441-2909

### ○特殊肥料届出関係、肥料販売業務届出関係

所轄市町村	課名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
和歌山市・海南市・紀美野町	海草振興局 農業水産振興課	640-8585	和歌山市小松原通1丁目1番地	073-441-3380	073-441-3476
紀の川市・岩出市	那賀振興局 農業水産振興課	649-6223	岩出市高塚209	0736-61-0025	0736-61-1514
橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町	伊都振興局 農業水産振興課	648-8541	橋本市市脇4丁目5番8号	0736-33-4930	0736-33-4919
有田市・湯浅町・広川町・有田川町	有田振興局 農業水産振興課	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1273	0737-64-1274
御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・みなべ町・日高川町	日高振興局 農業水産振興課	644-0011	御坊市湯川町財部651	0738-24-2926	0738-24-2901
田辺市・白浜町・上富田町・すさみ町	西牟婁振興局 農業水産振興課	646-8580	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7941	0739-26-7945
新宮市・那地勝浦町・太地町・古座川町・北山村・串本町	東牟婁振興局 農業水産振興課	647-8551	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	0735-29-2011	0735-21-9642

※肥料を生産又は販売する事業場を所轄する振興局の農業水産振興課に提出してください。